生成ＡＩの利用に関するガイドライン

2023年11月

（2024年11月改定）

愛知県

目次

Ⅰ　はじめに

[１　本ガイドラインの目的……………………………………………………３](#本ガイドラインの目的)

[２　本ガイドラインが対象とする範囲………………………………………３](#本ガイドラインが対象とする範囲)

Ⅱ　生成AIの活用方策

[１　推奨する活用例……………………………………………………………４](#推奨する活用例)

[２　その他の活用例……………………………………………………………４](#その他の活用例)

[３　生成AIを活用する上でのポイント ……………………………………５](#生成AIを活用する上でのポイント)

Ⅲ　利用にあたっての条件等

[１　生成AIの利用条件 ………………………………………………………６](#生成AIの利用条件)

[２　生成AIへの入力に関する禁止事項 ……………………………………６](#データを入力する際の禁止事項)

[３　生成物を利用する際の注意事項…………………………………………７](#生成された回答を利用する際の注意事項)

[別紙　有効なプロンプト（AIに対する指示）の例](#有効なプロンプト（AIに対する指示）の例)

Ⅰ　はじめに

１　本ガイドラインの目的

|  |
| --- |
| 本ガイドラインは、愛知県職員が業務で生成AIを利用する際に注意すべき事項を解説したものである。2040年頃にかけて進行する人口減少・高齢化等の人口構造の変化等に的確に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供するためには、行政のデジタル化を進める必要がある。生成AIは、行政業務の様々な場面に活用できる可能性がある一方で、入力した内容が第三者への回答に利用されることによる情報漏えいのほか、他者の権利侵害や事実とは異なる不正確な回答の生成、過度な依存による職員の学習・成長の機会の喪失など、様々な危険性が指摘されている。こうした危険性を回避しながら、行政業務において生成AIを利用するための指針として本ガイドラインを策定する。なお、本ガイドラインは、今後の技術・提供サービスの進展や社会の動向等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。本ガイドラインをよく読み、県民の権利や個人情報などの財産をしっかりと守ることを前提に、生成AIを利用すること。 |

２　本ガイドラインが対象とする範囲

|  |
| --- |
| ○　本ガイドラインにおける生成AIは、質問・作業指示（プロンプト）等に応えて文章・画像等を生成するAIを利用したサービス及び当該サービスと連携して動作するプログラムとする。○　本ガイドラインの対象となる組織は、知事部局、地方公営企業、各種行政委員（会）、教育委員会、議会事務局（ただし、県警本部の職員及び教育委員会に属する教員は除く。）とする。 |

Ⅱ　生成AIの活用方策

特に、文章生成AIにおける活用方策を以下に示す。

１　推奨する活用例

|  |
| --- |
| 庁内業務において、生成AIの活用により効果が見込まれる具体例を以下に示す。なお、生成AIの用途を限定するものではない。〇アイデアの創出膨大な学習データに含まれる様々な情報に基づいた回答を参考にすることにより、より多くの視座から業務のアイデアを検討することができる。○文章の翻訳高い精度での翻訳ができるほか、文章の趣旨は変えずに表現を変更させるなど一般的な翻訳ツールより効果的な使い方が簡易にできる。○プログラムコード等の作成Excel等のソフトウェアで実行したい内容を指示し、回答として得られた関数やマクロのプログラムコード等を参考にすることにより、専門知識がなくとも、より高度な情報処理ができる。 |

２　その他の活用例

|  |
| --- |
| 前項「１ 推奨する活用例」で示した活用例の他に、以下の活用が考えられる。○文案作成の補助会議の挨拶文等の文案を作成する際に、会議の詳細や盛り込むべきキーワードを設定することで、職員自身では気付けない文章表現が提示されるなど、職員の文章表現の幅を広げることにつながる。○文章の要約外部の会議録やアンケートなど情報量が多い文章について、押さえるべきキーワードや集計の仕方を指定して要約することで、効率的・多角的に情報を整理することにつながる。○事例等の情報収集業務に関連するキーワードを指定することにより、生成AIの膨大な学習データから抽出された事例等が体系的にまとめられることで、計画立案の参考情報を効率的・多角的に収集することができる。 |

３　生成AIを活用する上でのポイント

|  |
| --- |
| ○具体的な前提情報の入力AIは入力された内容の行間を読まないため、AIから適切な回答を得るためには、前提となる情報を具体的に入力する必要がある。例えば、求める回答内容について、立場や目的、出力形式等を明示的に入力することが望ましい。○回答の精度を高めるための手法得られた回答に対して条件を追加して再度回答を求めるなど、AIとの対話を繰り返すことで、回答の精度を高め、より詳細なアイデアの検討を行うことができる。○有効なプロンプト（AIに対する指示）の例別紙参照 |

Ⅲ　利用にあたっての条件等

１　生成AIの利用条件

|  |
| --- |
| ○　本ガイドラインが対象とする生成AIは、愛知県情報セキュリティポリシーにおける外部サービスにあたることから、生成AIの利用にあたっては、同セキュリティポリシーをはじめとしたルールを遵守すること。○　生成AIへの入力内容が自分以外の第三者に対する回答を生成するための学習データとして反映されることは、個人情報や機密情報の漏えいにつながるため、入力内容をAIの学習データに反映させないサービスや機能を選定すること。○　生成AIは愛知県の状況、各地域の状況の詳細を把握しているものではない。また、生成AIの生成物には、後述のように、誤りや偏りのある意見等が含まれることを念頭に置く必要がある。そのことを十分に認識し、業務遂行に当該生成物をそのまま用いることはしないこと。○　その他情報政策課からの指示に従うこと。 |

２　生成AIへの入力に関する禁止事項

|  |
| --- |
| 愛知県情報セキュリティポリシーに規定する重要性Ａ※に該当する情報を生成AIに入力することを禁止とする。※ 重要性Ａ：秘密を要する情報資産（不開示情報、保護すべき保有個人情報など知らせてはならない情報）重要性Ｂ：重要性Ａ又は重要性Ｃ以外の情報資産（開示の可否が明確でない情報、問合せがあれば提供する情報などの情報）重要性Ｃ：直ちに一般に公表することを前提としている情報資産（Web サイトへの掲載、印刷物等での配布など知らせるための情報） |

３　生成物を利用する際の注意事項

（１）生成物の内容に誤りが含まれているおそれがある。

|  |
| --- |
| ○　生成AIの基盤技術である大規模言語モデル（LLM）の原理は、「ある単語の次に用いられる可能性が確率的に最も高い単語」を出力することで、もっともらしい文章を作成していくものである。そのため、その内容には誤りが含まれていることを念頭に置き、必ず事実検証（ファクトチェック）を行うこと。○　生成AIは、インターネット上の情報を基に学習していることが多いため、生成される回答は、多数派の意見が重視され、少数派の意見が反映されにくい傾向にある。そのため、回答には差別・偏見等のバイアスが含まれていることを念頭に置き、その回答に基づいて判断することによって個人及び集団を不当に差別してしまうことのないよう注意すること。○　生成AIは、学習データにないことは答えられない。例えば、2021年9月までのデータで学習した生成AIであれば、それ以降に発生した事象については答えられず、誤った回答をしてしまうがい然性が高い。そのため、生成AIの学習データの範囲を正確に確認すること。 |

（２）AIに判断を委ね、責任を負わせることはできない。

|  |
| --- |
| ○　生成AIは、あくまで補助的なツールに過ぎないため、業務における検討・判断の責任は職員にあることを理解して利用すること。○　生成物又は派生物（生成物を参考に作成したコンテンツ）を外部に公表する際は、県が説明責任を負うことを踏まえ、適切に判断すること。○　生成AIへの過度な依存は、学習・成長の機会を奪いかねない。そのため、これまで業務を通じて自然に身についていた能力（例：公文書の作成、部下が作成した案の校正、上司の指示に基づく文書の修正、文書の読み解き等、政策立案において求められる文書の理解・作成に関するもの）を職員が獲得できなくなるおそれがあることから、業務や成果物の質を向上させるために生成AIを利用するのであって、職員は自ら考え判断することをこれまでどおり意識すること。 |

（３）生成物を利用する行為が他者の権利を侵害するおそれがある。

|  |
| --- |
| ○著作権侵害生成物が、既存の著作物と同一・類似している場合は、当該生成物を利用（複製や配信等）する行為が著作権侵害に該当するおそれがある。そのため、次の内容を遵守すること。 * 特定の作者や作家の作品のみを学習させた特化型AIは利用しない。
* プロンプトに既存著作物、作家名、作品の名称を入力しない。
* 特に生成物を「利用」（配信・公開等）する場合には、生成物が既存著作物に類似しないかの調査を行うようにする。

○商標権・意匠権侵害AIを利用して生成した画像や文章を販売活動や広告宣伝などに使う行為は、他者が保有する登録商標権や登録意匠権を侵害するおそれがあるため、生成物が既存著作物に類似しないかの調査に加えて、登録商標・登録意匠の調査を行うようにすること。○誤った個人情報・名誉毀損等生成AIは、個人に関する誤った情報を生成するおそれがあることが知られている。誤った個人情報を生成して利用・提供する行為は、個人情報保護法（法第19条・第20条）違反や、名誉毀損・信用毀損に該当する可能性があるため、必ず事実検証を行うようにすること。 |

（４）生成物について著作権が発生しない可能性がある。

|  |
| --- |
| 生成物の著作権については、生成AIを利用しての創作活動に人間の「創作的寄与」があるか否かによって結論が分かれ、著作権が発生しない場合がある。生成物の著作権が発生しない場合、当該生成物は第三者による濫用を防止することができず、自らの創作物として権利の保護を必要とする個人や組織にとっては大きな問題となる。このため、生成物をそのまま利用することは極力避け、できるだけ加筆・修正するようにすること。 |

（５）提供サービスのポリシー上の制限に注意する。

|  |
| --- |
| 生成AIにおいては、これまで説明してきた法令上の制限以外にも、提供サービスの利用規約等のポリシーに定められた独自の制限に従う必要がある。サービスによっては、生成物を公開する際にあたかも人間が生成したものであるかのように表示することを禁止し、AIが生成したものであることを明示する義務が定められている場合もある。そのため、生成物を公開する場合には、このような義務の有無を確認し、必要な際には、AIが生成したことの明示を行うか、内容を加工するなどした上で公開すること。 |